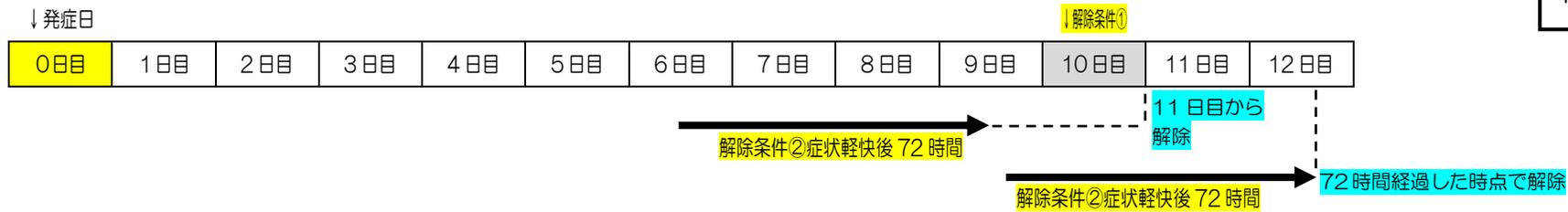


新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触者の自宅待機期間についてのとりまとめ（R04.04.02.Ver5）やまだい福祉会作成  
間違っていたらお詫び申し上げます。

**①有症状陽性者の退院基準・療養解除基準・・・現状：保健所または医師が判断(感染症法上は都道府県知事)**

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）】（令和3年2月25日付け健感発0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づく  
＝ 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

陽性者の取り扱いについては従来から変わっていません。



**②無症状陽性者の療養解除基準・・・現状：保健所または医師が判断(感染症法上は都道府県知事)**

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）】（令和3年2月25日付け健感発0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づく  
＝ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。



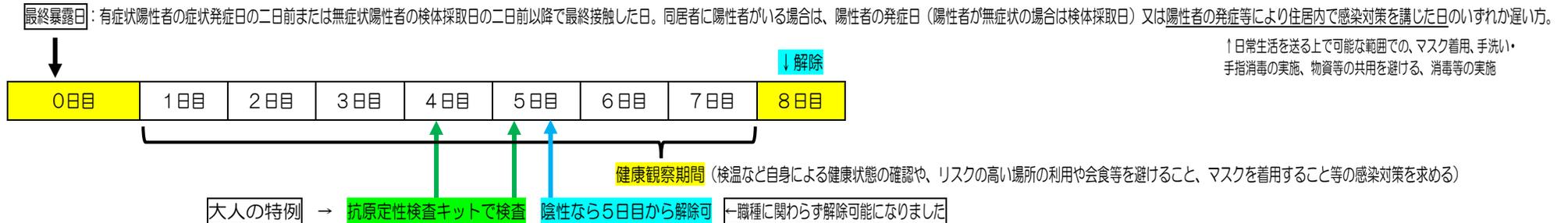
陽性になった場合は、療養期間の短縮はありません。  
有症状なら10日 or 無症状なら7日となります。

新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触者の自宅待機期間についてのとりまとめ（R04.04.02.Ver5）やまだい福祉会作成  
間違っていたらお詫び申し上げます。

### ③濃厚接触者の自宅待機期間・・・自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい

【B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日付、令和4年3月22日一部改正厚生労働省事務連絡）】に基づく

＝ 最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）とする。



今回の事務連絡により、大人については職種に関わらず、また、同居者に陽性者がいる場合でも抗原検査により5日目解除が可能となりましたが、保育施設の乳幼児については・・・『保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A について（第十四報）（令和4年3月22日現在）問3-1』において、「乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、7日間の待機となります。」と記載されており、保護者が期間短縮での復帰が可能でも子どもは保育施設に復帰できないこととなります。

保育所等においては、外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童に必要な保育や教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった保育所等の職員が、一定の要件等を満たす場合に、保育に従事できる取扱いも設けられました。